天栄村教育旅行補助事業実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、天栄村（以下「村」という。）が村内への教育旅行を推進するため、村内で宿泊を伴う修学旅行・宿泊学習等や合宿等を実施する学校及び部活動等（以下「学校等」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付する「天栄村教育旅行補助事業」の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

1. 修学旅行・宿泊学習等　別表第１に掲げる学校において修学旅行、林間学校、移

　　　動教室、宿泊学習、スキー教室等、教職員の引率する学校行事の一環として行われ

　　　るものをいい、これに準じるものを含む。

（２）　合宿　別表第２に掲げる部活動等による宿泊活動をいう。

（補助の対象）

第３条　次に掲げる学校等に対し、前条の移動に係る車輛経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付する。

1. 村内で宿泊を伴う修学旅行・宿泊学習等を実施する学校で、別表第３に掲げる教

育素材を１つ以上（異文化体験の場合は更に１つ以上）行程に取り入れる場合に限

る。

1. 村内で合宿を実施する部活動等で、部活動等の本来の目的である文化活動、スポ

ーツ活動、学習等を行う場合に限る。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助の対象外とする。

（１）　各種大会、イベント、会議への参加に伴う宿泊となる場合

（２）　政治活動、宗教活動もしくは営利を目的とする場合

（３）　公序良俗に反する場合

（４）　その他村が不適切と認める場合

（補助の対象車輛）

第４条　補助の対象となる車輛は、次に掲げるとおりとする。

（１）　貸切バス　一般貸切旅客自動車運送事業を登録する事業所のバス等をいう。

（２）　レンタカー　全国レンタカー協会加盟店のレンタカーをいう。

（補助の内容及び補助額）

第５条　第３条及び前条の要件を満たした学校等に対し、１団体あたり１５万円を限度とし

て別表第４の額を補助する。ただし、本補助金以外の車輛経費に係る補助金又は助成金を

併用して交付を受ける場合は、本補助金以外の補助金又は助成金との合計額が車輛経費の

総額を超えない範囲で補助金を交付するものとし、村が実施する他の補助金と併用して交

付を受けることはできないものとする。

２　前項の規定にかかわらず、合宿の場合は、同一の年度内において、同一部活動等への補

助は１回限りとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする学校等は、天栄村教育旅行補助金交付申請書（様式

第１号）を、別表第５に掲げる関係書類を添えて教育旅行実施日から起算して１０日前ま

でに村に提出しなければならない。

（補助金の額の決定等）

第７条　村は、学校等から前条の申請があったときは、内容を審査の上、補助金の額を決定

し、天栄村教育旅行補助金交付決定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

（実績報告書）

第８条　補助金の交付決定の通知を受理した学校等は、教育旅行を実施後、天栄村教育旅行

補助金実績報告書（様式第３号）を別表第６に掲げる関係書類を添えて、速やかに村

に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第９条　村は、学校等から前条の報告があったときは、内容を審査の上、補助金の額を確定し、天栄村教育旅行補助金交付確定通知書（様式第５号）により通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第１０条　補助金の交付確定の通知を受理した学校等は、速やかに天栄村教育旅行補助金交

付請求書（様式第６号）を村に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第１１条　村は前条の規定による請求があった場合は、速やかに補助金を交付するものとす

る。

（会計帳簿等の整備等）

第１２条　補助金の交付を受けた者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類

を整備し、補助金の交付を受けた翌年度から起算して５年間保存しておかなければならな

い。

（補助金の交付決定の取消し）

第１３条　村は、学校等がこの要綱の規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、

補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

２　前項の規定は、補助金を交付した後においても適用する。

（補助金の返還）

第１４条　村は、前条に基づき、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消

しに係る部分に関し、その返還を命じるものとする。

２　前項の命令を受けた学校等は、村が指定する期日までに、遅滞なく補助金を返還しなけ

ればならない。

（個人情報の保護）

第１５条　本事業に当たっては、個人情報の取り扱いに十分留意するとともに、個人情報の

保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）、天栄村個人情報保護条例（平成２８年３月８日条例第３号）、その他関係法令等の趣旨に従い、適切にこれを行うものとする。

　　　附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 学校 | 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校（ただし、高等課程のみとする。）、その他村が特に認める学校 |

別表第２（第２条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 部活動等 | （１）学校教育法に規定する中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修高等学校（ただし、高等課程のみとする。）、その他村が特に認める学校において、教職員の指導の下、学校教育の一環として行われる部活動、その他村が特に認める活動（２）学校教育法に規定する専修学校（ただし、高校課程を除く。）、短期大学、大学、その他村が特に認める学校における、部活動、正課授業のゼミナール、公認サークル、その他村が特に認める活動 |

別表第３（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 教育素材 | １　農業体験２　異文化体験３　スキー体験４　村内学校との交流５　森林学習６　その他村内の資源を活用した体験・学習 |

別表第４（第５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 補助額 | 補助上限額 |
| 貸切バス | １台につき３万円 | １団体１５万円 |
| レンタカー | １台につきレンタカー料金の１/２ | １台２万円 |

別表第５（第６条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 申請書の提出期限 | 教育旅行実施日から起算して１０日前まで |
| 申請書に添付する書類 | １　旅程表２　バス及びレンタカー経費の見積書の写し（旅行会社等が発行したもの）３　本補助制度以外の補助制度等を受ける場合はその申請書の写し４　バス及びレンタカー経費に減額（割引）がある場合のみ、割引後のバス及びレンタカー経費計算表５　補助金申請額計算表６　合宿については、別表第２に掲げる学校公認の部活動等であることを示す書類 |

別表第６（第８条関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 実績報告書に添付する書類 | １　実際に催行された旅程表２　バス及びレンタカー経費の領収書の写し（旅行会社等が発行したもの）３　本補助制度以外の補助制度等を受ける場合はその実績報告書の写し４　バス及びレンタカー経費に減額（割引）がある場合のみ、割引後のバス及びレンタカー経費計算表５　補助金申請額計算表６　宿泊証明書（様式第４号）７　合宿については、活動内容が分かる書類 |